

徳島県告示第四百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和四年七月二十二日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
海部郡美波町恵比須浜字田井三九八の五、三九八の六
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
道路用地とするため